

○浦安市附属機関等の会議の公開に関する取扱要綱

（平成13年9月25日制定）

改正（平成15年10月1日施行）

（平成23年4月1日施行）

（平成28年8月16日施行）

（平成30年4月1日施行）

（令和元年12月20日施行）

（令和2年1月1日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浦安市情報公開条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）第23条に規定する附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象とする附属機関等）

第2条 附属機関等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関
- (2) 法律又は条例の規定によらず設置された懇談会等であって、その設置目的及び構成員に照らして附属機関に類するもの

（会議を非公開とするとき）

第3条 浦安市情報公開条例施行規則（平成13年規則52号。以下「規則」という。）第15条第1項第3号に規定する公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるときは、次のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとき。
- (2) 委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとき。
- (3) その他公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されることが客観的に明らかであるとき。

（会議を非公開とする決定）

第4条 条例第23条ただし書の規定による会議の全部又は一部を公開しない旨

の決定は、附属機関等の長が、当該附属機関等に諮って行うことを原則とする。ただし、委員全員による個別の承認が事前にあった場合はこの限りでない。

2 前項の決定は、出席した附属機関等の委員の過半数で決し、可否同数のときは、附属機関等の長の決するところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、附属機関等の長が選任されていない場合には、附属機関等の庶務を掌る課、室又は事業所等の長（以下「所管課長等」という。）が同項の決定を行うことができる。

（原則非公開の決定）

第5条 附属機関等は、当該設置目的等から判断して、会議が恒常的に規則第15条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会議において、以後の会議の全部を原則として非公開とする旨の決定（以下「原則非公開の決定」という。）を行うものとする。

2 附属機関等の所管課長等は、前項により原則非公開の決定がなされた場合は、会議非公開決定書（別記第1号様式）を作成し、総務部法務文書課長（以下「法務文書課長」という。）に送付するものとする。

3 法務文書課長は、前項により送付を受けた会議非公開決定書の写しを情報公開室において閲覧に供するものとする。

（会議の開催の周知等）

第6条 所管課長等は、全部又は一部を公開する会議が開催される場合（以下「会議の公開」という。）は、当該会議の開催日の1週間前までに、次の(1)から(5)までの事項を記載した会議開催案内（別記第2号様式）を作成し、法務文書課長に送付するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。

- (1) 議題
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 傍聴者の決定方法及びその人数
- (4) 会議の一部を非公開とする場合の理由
- (5) その他附属機関等が必要と認める事項

2 前項により送付を受けた会議開催案内については、その写しを情報公開室

において閲覧に供するとともに、その内容を浦安市ホームページ等に掲載することにより会議の開催日時等を公表するものとする。

(会議の公開の方法等)

第7条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 附属機関等は、会議を公開する場合には、当該会場に傍聴席を設けるものとする。

3 附属機関等は、第1項の規定により会議の傍聴を認めた者に対し、会議次第及び会議資料を無料で配付するものとする。ただし、当該会議資料が条例第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）を含む場合又は附属機関等が無料で配付することが不相当と認める場合は、この限りでない。

4 附属機関等は、会議終了後、速やかに、前項本文の規定により配付することとした会議次第及び会議資料を法務文書課長に送付するものとする。

5 法務文書課長は、前項の規定により送付を受けた会議次第及び会議資料を情報公開室において閲覧に供するものとする。

6 附属機関等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴要領例（別記第3号様式）を参考に傍聴要領を定め、これを配付すること等により、会場内の秩序の維持に努めるものとする。

(議事録の作成等)

第8条 附属機関等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後、速やかに、次の(1)から(6)までの事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時及び場所

(3) 出席者（委員及び事務局）

(4) 議題

(5) 議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したものをいう。）

(6) 会議経過（結論に至った経緯等を記載したものをいう。）

2 附属機関等は、議事録の案を作成した後、速やかに会議の議決をもって議

事録を確定することを原則とする。ただし、附属機関等が定める方法による場合はこの限りではない。

- 3 所管課長等は、前項により確定した議事録の写し（当該議事録に不開示情報が記録されている場合は、当該不開示情報に係る部分を除いたものの写しに限る。）を作成し、法務文書課長に送付するものとする。ただし、全部を非公開とする会議を開催した場合は、第1項の(1)から(5)までの事項を記載した議事要旨を別に作成し、議事録に代えてその写しを送付するものとする。
- 4 法務文書課長は、前項により送付を受けた議事録又は議事要旨の写しを情報公開室において閲覧に供するものとする。

（附属機関等の概要の作成及び公表等）

第9条 所管課長等は、次の(1)から(9)までの事項を記載した附属機関等の概要を作成し、法務文書課長に送付するものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 設置根拠
- (3) 設置の趣旨、必要性等
- (4) 設置年月日
- (5) 所管事項
- (6) 公開・非公開の別（非公開の場合は、その理由及び根拠）
- (7) 委員
- (8) 所管部署
- (9) その他必要な事項

2 法務文書課長は、前項の規定により送付のあった附属機関等の概要を情報公開室において閲覧に供するものとする。

3 前2号の規定は、第1項の規定により送付した附属機関等の概要の内容に変更が生じた場合について準用する。

4 所管課長等は、所管する附属機関等が廃止された場合は、法務文書課長に報告するものとする。

（運用状況の公表）

第10条 浦安市情報公開条例第27条の規定による施行の状況の取りまとめ及び公表については、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第23条の規定の対象となる附属機関等の数
- (2) 全部又は一部を公開した会議の数
- (3) 原則非公開の決定を行った附属機関等の数
- (4) 全部を非公開とした会議の数

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、条例附則第2項の定める日より施行する。
- 2 この要綱の施行に関し必要な会議の非公開の決定その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成15年10月1日改正)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月16日決裁)

この要綱は、決裁があった日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月20日決裁)

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

附 則 (令和元年12月20日決裁)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。